

新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域検討協議会 設置要綱

(設置)

第一条 都市再生緊急整備地域の候補となる地域として内閣府より公表された「新大阪駅周辺地域」において、都市再生緊急整備地域の指定に向けて、新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域検討協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(目的)

第二条 協議会は、新大阪駅周辺地域において関係者による十分な意見交換を行い、まちづくりの方針の骨格等を検討し、都市再生の質の向上を図ることを目的とする。

(協議会の構成)

第三条 協議会は、別表 1 に掲げる団体等が指名する職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会には会長及び座長を置き、会長は大阪府の副知事、座長は大阪市の副市長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 座長は、協議会の会議（以下、「会議」という。）を総理し、会議を代表する。
- 5 会長及び座長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員がその職務を代理する。
- 6 会議は、会長または座長が招集し、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 7 構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。
- 8 会長及び座長は、別表 2 に掲げる者のほか、協議や意見聴取を行うなどのため必要があると認める者に、協議会の委員として出席等必要な協力を依頼することができる。
- 9 会長及び座長は、会議の結果について、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第四条 協議会の庶務は、会長及び座長の所属する団体において処理する。

(運営)

第五条 会議は公開とし、傍聴については要領で定めることとする。

- 2 第三条第 9 項に規定する公表については、会議終了後、速やかに会議資料、会議要旨に関して会長及び座長が所属する組織のホームページに掲載するものとする。

(雑則)

第六条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

別表 1

■国の関係行政機関	
内閣府 地方創生推進事務局	
国土交通省 近畿地方整備局	
国土交通省 近畿運輸局	
■地方公共団体	
大阪府	
大阪市	
■民間事業者等	
西日本旅客鉄道株式会社	
阪急電鉄株式会社	
大阪市高速電気軌道株式会社	
独立行政法人都市再生機構	
■経済団体	
公益社団法人関西経済連合会	
大阪商工会議所	
一般社団法人関西経済同友会	

別表 2

■学識経験者	
京都大学経営管理大学院 特任教授	小林 潔司
大阪府立大学研究推進機構 教授	橋爪 紳也
名古屋大学未来社会創造機構 教授	森川 高行